

亀山市告示第56号

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成24年亀山市告示第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利子補給の対象資金)</p> <p>第3条 利子補給の対象となる資金は、融資機関が行う貸付による資金のうち次に掲げるもの（以下これらを「貸付資金」という。）とする。</p> <p>(1) 小規模事業者経営改善資金貸付のうち設備資金及び<u>運転資金</u></p> <p>(2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付のうち設備資金及び<u>運転資金</u></p>	<p>(利子補給の対象資金)</p> <p>第3条 利子補給の対象となる資金は、融資機関が行う貸付による資金のうち次に掲げるもの（以下これらを「貸付資金」という。）とする。</p> <p>(1) 小規模事業者経営改善資金貸付のうち設備資金</p> <p>(2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付のうち設備資金</p>

附 則

(失効)

- 2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第5条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給及びその返還については、なお従前の例による。

(令和2年3月17日から令和8年3月31日までの間における利子補給の対象資金、対象期間及び補給率の特例)

- 4 令和2年3月17日から令和8年3月31日までの間に融資機関が行った貸付けによる資金のうち利子補給の対象となる資金は、第3条中「設備資金」とあるのは「設備資金及び運転資金」とし、第5条第1項中「支払った期間」とあるのは「支払った期間（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次

附 則

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第5条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給及びその返還については、なお従前の例による。

(令和2年3月17日以後における利子補給の対象資金、対象期間及び補給率の特例)

- 4 当分の間、令和2年3月17日以後に融資機関が行った貸付けによる資金のうち利子補給の対象となる資金は、第3条中「設備資金」とあるのは「設備資金及び運転資金」とし、第5条第1項中「支払った期間」とあるのは「支払った期間（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ。）の

項において同じ。)の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。)」とし、同条第2項中「の期間」とあるのは「の期間(新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。)」とし、第7条中「補給率を貸付資金の融資利率で除して得た割合を」とあるのは「前条の規定にかかわらず、」と、「に乗じて算出した額」とあるのは「に相当する額」とする。

影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。)」とし、同条第2項中「の期間」とあるのは「の期間(新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。)」とし、第7条中「補給率を貸付資金の融資利率で除して得た割合を」とあるのは「前条の規定にかかわらず、」と、「に乗じて算出した額」とあるのは「に相当する額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に融資機関が行った貸付について適用し、同日前に融資機関が行った貸付については、なお従前の例による。